

さて、今回は「**年末調整と確定申告 Ver.2**」です

23年1月より変更となりました、**扶養控除**についてのお話です。



扶養控除??

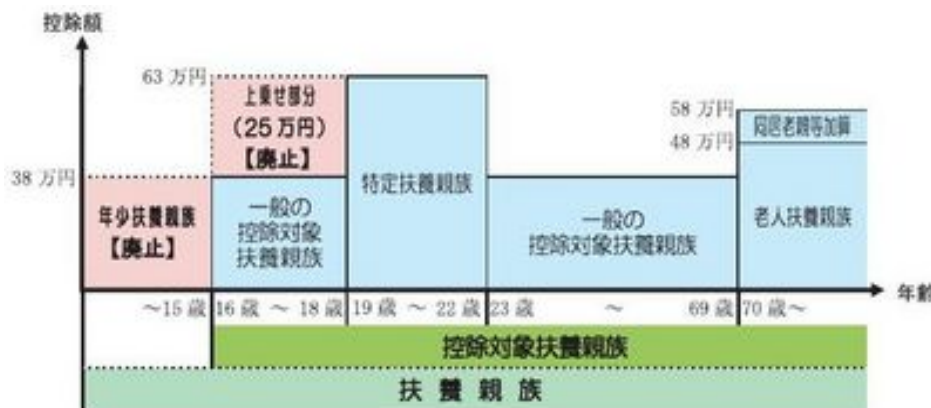
扶養控除(所得控除)とは、納税者本人に扶養している親族などがいるときに、一定額を所得から控除する制度です。

この制度が平成22年度の税制改正において改正され、一部の扶養控除が廃止または控除額の減少となりました。これは、平成23年分の所得税から適用になります。



- 16歳未満の一般扶養控除 控除額 38万円→0円へ
- 16歳以上～18歳未満の一般扶養控除 上乗せ分 同 63万円→38万円へ

所得金額によりますが、控除額の約1～2割程度、所得税が増加する見込みです。改正の理由は、子供手当支給の為（月額13,000円）とのことです。



給与所得の方は、毎月源泉所得税を控除されて給与が支払われています。

この扶養控除の変更に伴い、1月支給の給与から控除される源泉所得税の金額が変更になっています。廃止または縮小の対象となる扶養者がいる方は、源泉所得税として控除される金額が増えるため、給与額面が変更なくとも手取り金額が減少することになります。

3月の主な税務スケジュール

- 22年分所得税確定申告
…2月16日～3月15日まで
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日
延納期限…5月31日
- 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日
- 贈与税の申告
…2月1日～3月15日まで
- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日
- 1月決算法人の確定申告
申告期限…3月31日
- 7月決算法人の中間申告
申告期限…3月31日
- 個人事業者の22年分消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日

発信 長谷川会計事務所広報部

TEL028-614-2660

FAX028-614-2661